

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第11号
令和7年7月3日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおり繰り上げます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久 笠 信 雄

投票区	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
第二十一投票区	白川集会所	午後6時00分
上多田投票区	みどり会館	午後6時00分